

第87回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年6月18日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成30年6月18日(月)午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成30年6月18日(月)午後2時55分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席12名 欠席 5名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	欠席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	欠席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	欠席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	欠席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	欠席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局	参事監 箕浦 勝宏	参事監 真田 明彦
	担当課長補佐 竹田 了久	副専門監 浦田 隆次
	農地担当係長 奥山 英明	副主査 柴田 美佳
	主任 守安 正和	

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

3 番：池上 克己 11 番：河本 和彦

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第 87 回総会を開会します。（あいさつ）

議長 議事録署名委員を指名します。3 番 池上 克己委員、11 番 河本 和彦委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 （議案訂正等の説明）

議長 それでは審議に入ります。第 1 号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等（1）農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1 ページ 1 番、受人は田原に居住していますが、田原の田を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積 20 アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 番、受人は大窪に居住し、約 65 アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大窪の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 30 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3 番、受人は富原に居住し、約 39 アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により富原の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 20 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から3番の3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4番、受人は平山に居住し、約5.8アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により平山の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は惣爪に居住し、約6.4アールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により惣爪の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は撫川に居住し、約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反及び借入地の取得により川入の田及び撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は玉野市迫間に居住し、約3.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により苔山の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は総社市久米に居住し、約9.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下土田の田及び高松田中の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件

をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は新庄下に居住し、約85アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により新庄下の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、4番から9番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 10番、受人は御津下田に居住し、約7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津下田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は御津矢原に居住し、約20アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津矢原の畑及び御津川高の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は御津草生に居住し、約37アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津草生の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は建部町市場に居住し、約44アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町市場の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、10番から13番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 2ページ14番、受人は、南区藤田に本店を置き菓子製造業とともに、約65アールの農地を耕作する法人ですが、増反により藤田の田に10年間の賃借権を設定しようとするものです。

解除条件付きの契約であるなど、一般法人が借り入れるための要件を満たすこと、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は宮浦に居住し、約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により宮浦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は妹尾に居住し、約52アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により妹尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は東畦に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要

件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は植松に居住し、約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により植松の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は、南区西高崎に本店を置き約2.5ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により西高崎の田を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、14番から19番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区19番までの19件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4ページ1番、転用目的は、貸露天駐車場です。申請人は、申請地隣接の新創造社より従業員の駐車場が手狭であり申請地を貸して欲しいとの要望があったため、現在、貸露天駐車場として一時転用中です。今後、貸露天駐車場として引き続き使用するため、永久転用の許可申請をするものです。

農地区分は、インター入口から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も

問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 4ページ2番、転用目的は貸露天駐車場で、永久転用目的の一時転用です。南区古新田で自動車販売業を主な事業とする岡山トヨペット株式会社は、現在の職員駐車場を借地期間満了により返却するため、今後の駐車場を探しており、営業所から近く業務上都合の良い申請地を露天駐車場にしようとするものです。転用は所有者が行い貸し付けるもので、一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は、福田地域センターから半径500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は貸露天駐車場敷地拡張で、永久転用目的の一時転用です。北区辰巳で運送業を主な事業とする株式会社TKSは、事業拡大により業務車両の駐車場が不足しているため、現在借りている露天駐車場の北側隣接地で業務上都合の良い申請地を露天駐車場として敷地拡張しようとするものです。転用は所有者が行い貸し付けるもので、一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は、福田地域センターから半径500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は農業用倉庫・露天農作業場です。申請人は現在、浦安本町に居住し約45アールを耕作する農業者ですが、農業用倉庫や農作業場がなく知人の倉庫を借用しています。高齢になり体力低下から自宅から近く農地にも隣接して効率の良い申請人所有の申請地に、新たな農業用倉庫を建築し、また、隣接して農作業場を整備しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上

も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

賀門委員 南区協議会で、2番から4番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（2）については、中・中央地区1番から南区4番までの4件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ1番、転用目的は、露天駐車場です。申請人は、福谷で製造業を営んでいますが、従業員の駐車場が不足しており、申請地を借り受け、露天駐車場として一時転用中です。今後も露天駐車場として引き続き使用するため、永久転用の許可申請をするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は、自己住宅です。申請人は、北区御津野々口の借家に居住していますが、家財道具の増加により手狭になったため、実家からも近い申請地へ自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、平成30年5月14日農振除外済の案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は、北区津高の借家に家族3人で生活していますが、家財道具の増加により手狭になったため、勤務地からも近い申請地へ自己住宅を建設しようとするものです。

農地区分は、インター入り口から300m以内の3種農地と判断され、転用

目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、平成30年5月14日農振除外済の案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は、赤磐市桜が丘東の実家に家族5人で生活していますが、子どもの成長による家財道具の増加により手狭となったため、妻の実家や勤務地から近い申請地へ自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、インター入り口から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番から7番は、同じ地域で関連がありますので、あわせて説明します。平成30年5月14日農振除外済の案件で、転用目的はいずれも自己住宅です。

5番、申請人は、横井上の借家に家族4人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増加し手狭となったため、実家が近い申請地へ自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は、東区邑久郷の実家に家族4人と両親、妹2人の8人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増加し手狭となったため、勤務地からも近い申請地へ自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は、津島東の借家に家族4人で生活していますが、子どもの成長により家財道具が増加し手狭となったため、勤務地からも近い申請地へ自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、9番は、同じ受入で関連がありますので、あわせて説明します。平成30年5月14日農振除外済の案件で、転用目的はいずれも露天資材置場及び露天駐車場です。

申請人は横井上で建設業を営んでいますが、事業の拡大により、露天資材置場及び露天駐車場が新たに必要となったため、申請地をそれぞれ取得し、露天資材置場及び露天駐車場に転用するものです。

農地区分は、インター入り口から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、平成29年5月12日農振除外済の案件で、転用目的は、露天駐車

場及び露天資材置場です。申請人は、田原にて建設業を営んでいますが、事業の実施に伴い、来客用の駐車スペースが不足している他、現在の作業置場が手狭になり、事業を行う上で不便になったため、事務所向かい側の申請地を借り受け、露天駐車場及び露天資材置場として一時転用中です。今後も露天駐車場及び露天資材置場として引き続き使用するため、永久転用の許可申請をするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から10番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 6ページ11番から14番は同じ地域で関連がありますので、あわせて説明します。転用目的は、すべて自己住宅です。

11番、申請人は北区白石西新町の借家に家族5人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具等で手狭になったため、妻の勤務先に近く、夫の通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は中区門田屋敷四丁目の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具等で手狭になったため、近くに妻の親族がいて、お互いに助け合って生活ができ、夫の通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は北区辰巳の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具等で手狭になったため、妻の通勤に都合が良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は南区新保の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具等で手狭になったため、妻の勤務先と実家に近く、夫の通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番と16番は同じ地域で関連があるので、あわせて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

15番、申請人は倉敷市大島の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具等が増え手狭になったため、夫と妻の通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は中区四御神の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具等が増え手狭になったため、夫の実家に近く、お互いに助け合って生活ができる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は露天駐車場です。申請人は北区久米で建設機械等レンタル業を営んでいますが、既存の駐車場が狭いため、会社から近い申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、11番から17番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7ページ18番、平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は建部町川口に本店を置き、建設業を主な事業としています。また、同一敷地内にて農業法人アグリファーム福渡も運営しています。

今般、農業法人の設備として大型乾燥機を同社敷地に増設する予定としてお

り、所有している大型車両等を両社から近く主要地方道にも接しており、出入りや旋回もしやすい申請地に移し、所有権移転して露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、業務上必要な施設で集落に接続した施設に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、18番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 7ページ19番、転用目的は露天駐車場です。申請人は現在、山田の自宅に家族3人で居住し、3人とも自動車を所有していますが、自宅敷地では駐車場が不足しており、近隣の宅地に停めさせてもらっているため、自宅に隣接し利便性の良い申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、転用目的は自己住宅です。申請人は現在、倉敷市の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に隣接し助け合って生活できる父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番から24番は同じ地域に関連がありますので、あわせて説明します。平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的はすべて自己住宅です。

21番、申請人は現在、北区伊島町の自宅に家族4人で居住していますが、子どもに重度の障害があるため、通院先に近く緊急時にも対応してもらえる療

養に都合の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には長女が引き続き居住します。

22番、申請人は現在、芳泉の借家に夫婦2人で居住していますが、住居が手狭になったため、生活環境が変わらず、妻の実家に近く介護の必要な妻の父の介護に通いやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は現在、浦安西町の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、生活環境が変わらず、妻の実家に近く助け合って生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人は現在、北区下中野の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近く助け合って生活でき、勤務先にも近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、すべて南区役所から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、平成30年5月14日農振除外済みの案件で、転用目的は露天資材置場の敷地拡張です。申請人は南区藤田に本店を置き、土木工事業を主な事業としていますが、業績が好調で資材置場が不足しているため、既存資材置場に隣接した法人代表所有の申請地に賃借権を設定し、露天資材置場として一時転用中です。今後も露天資材置場として引き続き使用するため、永久転用の許可申請をするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、敷地拡張に該当し例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番から32番は同じ地域に関連がありますので、あわせて説明します。転用目的はすべて自己住宅です。

26番、申請人は現在、南区当新田の父所有の持家に二世帯家族7人で居住していますが、住居が手狭になったが、増築するにも手狭なため、勤務先への交通の便が良く子どもの通学にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却します。

27番、申請人は現在、築港新町の実家に二世帯家族7人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先への交通の便が良く勤務先にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には

母が引き続き居住します。

28番、申請人は現在、玉野市の両親所有の実家に居住していますが、結婚したため独立することになりました。妻の居住する借家は2人で居住するには手狭なため、夫婦の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

29番、申請人は現在、浦安本町の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

30番、申請人は現在、南輝の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、生活近況が変わらず勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

31番、申請人は現在、北区青江の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、夫婦の勤務先への交通の便が良く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

32番、申請人は現在、福田の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利で、妻の勤務先への交通の便も良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

賀門委員 南区協議会で、19番から32番までの14件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区32番までの32件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（４）農地法第３条の３第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 ９ページ中・中央地区１番から１２ページ南区１１番までの１１件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、すべて相続による所有権取得です。あつせん希望はありません。

各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（４）の１１件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１３ページ１番から１１番までの１１件です。

転用目的は、建築資材倉庫及び道路１件、貸事業用地１件、露天駐車場２件、自己住宅１件、宅地造成１件、共同住宅１件、共同住宅・宅地造成１件、敷地拡張１件、貸露天駐車場１件、分譲住宅地１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１４ページ１番から１６ページ２４番までの２４件です。転用目的は、注文住宅１件、分譲住宅地４件、露天駐車場６件、自己住宅５件、宅地拡張１件、露天資材置場１件、貸露天駐車場１件、分譲住宅地・公園３件、戸建住宅１件、農業用倉庫１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１７ページ１番から２０ページ１３番までの１３件で、解約理由は耕作目的が１１件、転用目的が２件です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２１ページ１番から３番までの３件で、進入路１件、農業用倉庫１件、露天農作業場１件です。

最後に報告（５）農地改良届は、２２ページ１番から２番までの２件で、内容は、普通野菜畑２件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし

議 長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。
続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明を
お願いします。

事務局 農政関係等について、今月は案件なし。

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議 長 その他、何かありますか。

事務局 (1) 次回総会予定(7月18日(水)市役所7階大会議室)

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時55分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員